

法務省矯成第3358号

平成18年5月23日

改正 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号

平成23年5月23日付け法務省矯成第3008号

矯正管区長 殿  
行刑施設の長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

受刑者の外出及び外泊に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、受刑者の外出及び外泊に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3357号大臣訓令。以下「訓令」という。）が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の施行の日から施行されることとなりましたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配意願います。

#### 記

#### 1 留意事項について（訓令第3条関係）

##### (1) 共通する留意事項

ア 外出等の許否は、受刑者の収容の確保及びその円滑な社会復帰の両面を考慮して慎重に判断する必要がある、原則として、受刑者が自ら外出等に係る訪問先（以下「訪問先」という。）に赴くことが必要な場合にこれを許すことが相当であると考えられること。

イ 外出等を許すに当たっては、あらかじめ訪問先の了解を得ること。

ウ 外出等を許すに当たっては、あらかじめ当該受刑者の環境調整を実施している保護観察所の長の意見を聴くこと。

##### (2) 環境調整に係る用務のための外出等の留意事項

ア 訓令第3条第1号は、主として仮釈放による出所後に更生保護施設への帰宅や協力雇用主による雇用が予定されている者が、更生保護施設や就労予定の職場を事前に確認することにより、出所後の帰宅や雇用をより確かなものとするを目的とするものであり、保護観察官、保護司、引受人等の訪問は、これらと同程度に重要な場合であると認められる場合に限られること。

イ 引受人には、親族も含まれるものであること。

(3) 就労のための外出等の留意事項

ア 出所後の就労を確保することは再犯防止にも極めて有効であることから、公共職業安定所その他の公的機関の協力を得て、可能な限り積極的に活用するよう努めること。

イ 企業等の業務説明会や採用面接に参加させる場合については、これらの企業等が公共職業安定所その他の公的機関により紹介され、又は刑事施設の運営に協力している等、特に問題となる点がないことが明らかであるときに限ること。

(4) 親族等の訪問のための外出等の留意事項

ア 訓令第3条第3号に規定する親族等の訪問については、例えば、長時間に及ぶ打合せ又は多数の親族や関係者等を交えての打合せのように、面会ではその目的を達成することが困難な場合等が考えられること。

イ 訓令第3条第3号に規定する企業等の訪問については、刑事施設に収容される前の勤務先で出所後も雇用関係の継続が予定されている場合において、特に当該勤務先に赴いて出所後の業務内容や雇用契約条件等を調整する必要があると認められるとき、又は当該企業等において相応の立場にあり、業務処理方針等に関する重要な決定に参画する必要があると認められるとき等が考えられること。

(5) その他の外出等の留意事項

訓令第3条第4号に規定する外出等については、例えば、税金や社会保険等に係る各種手続のため公的機関に出頭する場合、資格試験等を受験する場合が考えられること。

2 外出等に必要な金品について

(1) 外出等を許された受刑者には、外出等の際に使用する物品を所持させるほか、外出等の期間中の食事、移動等に現金が必要な場合には、現金を所持させること。

(2) 外出等の際に着用する衣類は、外出等の目的である用務にふさわしいものとする。

(3) 外出等の際は、特段の事情がある場合を除き、食料品及び飲料並びに嗜好品の自弁を許すものとする。

3 外出等を円滑に行うための配慮等について（訓令第6条関係）

訓令第6条第1項に規定する配慮としては、例えば、次のようなことが考えられること。

(1) 必要に応じて、刑事施設において訪問先と連絡をとり、用務の内容の説明、訪問時刻等についての打合せを行うこと。

(2) 訓令第3条第1号の規定により引受人のもとへ外出等をする場合又は同条第3号若しくは第4号の規定により外出等をする場合については、訪問先の協力

が得られるのであれば、訪問先の関係者により、その最寄りの駅等又は刑事施設まで送迎してもらうこととして差し支えないこと。

(3) 移動に必要な飛行機や長距離列車の切符は、原則として刑事施設において手配すること。

(4) 交通の便等を考慮し、刑事施設の最寄りの駅や空港等まで職員が送迎することとして差し支えないこと。

なお、訓令第3条第2号の規定により公共職業安定所へ外出等をする場合には、原則として職員が送迎すること。

(5) 外泊を許す場合において、ホテル等の宿泊施設を利用させるときは、原則として刑事施設において予約すること。

(6) 訓令第6条第2項に規定する刑事施設あての連絡に利用させるため、受刑者に携帯電話を貸与すること。

#### 4 特別遵守事項等について（訓令第7条関係）

外出等を許された受刑者についても、外出等の趣旨に反しない限り、法第74条第1項の遵守事項が適用されることから、特別遵守事項を記載した書面を交付する際に、その旨を告知すること。

#### 5 関係機関の協力について（訓令第8条関係）

(1) 訓令第8条第1項に規定する協力としては、例えば、所持金品を紛失した場合に代替品等を支給し、若しくは貸与し、又は収容されている刑事施設への連絡の便宜を図ること、訪問先において予想外の問題が生じた場合に助言又は指導をすることが考えられること。

(2) 訓令第8条第2項に規定する協力としては、例えば、訪問先における打合せに際しての助言又は指導をすることが考えられること。

#### 6 外出等の中止について

外出等を中止することができる場合としては、例えば、次のような場合が考えられること。

(1) 訪問先の関係者が急用のため不在であることその他の理由により外出等に係る用務を果たすことができない場合

(2) 所持金を紛失し、傷病にかかり、その他これに類する事態が発生した場合

(3) 台風、地震等のため、訪問先又は収容されている刑事施設への交通が途絶するおそれがある場合

#### 7 外出等に要する費用について

法第108条の規定により外出等に要する費用の全部又は一部を国庫の負担とする場合としては、例えば、次のような場合が考えられること。

(1) 受刑者の円滑な社会復帰を図る上で特に意義が認められる場合

(2) 訪問先が遠隔地であり、受刑者に費用を全額負担させることにより外出等が事実上困難となる場合

## 8 位置把握装置の携帯又は装着について

- (1) 規則第65条の2各号の要件に照らし必要と認める場合に限り、位置把握装置の携帯又は装着を条件とするものであること。
- (2) 規則第65条の2の規定に基づき、位置把握装置の携帯又は装着を外出等の条件とする場合には、受刑者に対し、携帯又は装着する位置把握装置の目的及び取扱上の留意事項等について説明の上、同意を求め、受刑者が同意しない場合には、外出等を許さないこととすること。
- (3) 位置把握装置については、個々の事例ごとに、外出等の目的や受刑者の位置把握の必要性その他の事情に鑑み、適切な機器を選択すること。